

議案第98号

佐野市収入印紙等購買基金条例の改正について

佐野市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和7年12月5日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例

佐野市収入印紙等購買基金条例（平成22年佐野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐野市収入印紙購買基金条例

第1条中「及び栃木県収入証紙」を削り、「佐野市収入印紙等購買基金」を「佐野市収入印紙購買基金」に改める。

第2条中「650万円」を「600万円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

理 由

栃木県収入証紙の廃止に伴い、所要の規定を整備するため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第98号参考資料

佐野市収入印紙等購買基金条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>佐野市収入印紙等購買基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 収入印紙及び栃木県収入証紙の売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、<u>佐野市収入印紙等購買基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。 (基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>650万円</u>とする。</p>	<p><u>佐野市収入印紙購買基金条例</u> (設置)</p> <p>第1条 収入印紙の売りさばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、<u>佐野市収入印紙購買基金</u>（以下「基金」という。）を設置する。 (基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、<u>600万円</u>とする。</p>